

東温市統合型GISクラウドシステム構築業務仕様書

第1章 総則

1 適用

本仕様書（以下「仕様書」という。）は、東温市（以下「発注者」という。）が発注する東温市統合型GISクラウドシステム構築業務（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

2 業務履行期間

（1）構築業務

契約締結日から令和7年11月30日まで

（2）運用保守業務

令和7年12月1日から令和8年3月31日まで

※令和8年度以降の運用保守業務は別途締結する。

3 業務履行場所

東温市見奈良530番地1 東温市 企画財政課

4 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか、次の関係法令等に準拠して行うこと。

- （1）測量法（昭和24年法律第188号）
- （2）地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）
- （3）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- （4）地方税法（昭和25年法律第226号）
- （5）都市計画法（昭和43年法律第100号）
- （6）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- （7）地理空間情報活用推進基本計画（令和4年閣議決定）
- （8）統合型GIS推進指針（平成20年総務省）
- （9）作業規程の準則（令和5年8月2日更新）（国土交通省）
- （10）地理空間データ製品仕様書作成マニュアル（令和元年11月）（国土交通省）
- （11）地理情報標準第2版（JSGI2.0）（国土交通省）
- （12）地理情報標準プロファイル（JPGIS）2014（国土交通省）
- （13）固定資産評価基準（総務省）
- （14）その他本業務に関する法令、条例、規則及びガイドライン等

5 実施体制及び技術者の配置

本業務を受注する者（以下「受注者」という。）は、本業務の目的を十分に理解し、適切かつ効率的な実施体制を整えるとともに、統合型GIS構築業務全般に精通した技術者を配置しなければならない。

（１）管理技術者

本業務の管理及び統括等を行う者として、地方公共団体において統合型GIS構築の業務実績を有し、「ITSSレベル3以上」の資格を有する者

（２）照査技術者

成果物の内容について技術的な照査を行う者として、統合型GIS構築の業務実績を有し、「空間情報総括監理技術者」の資格を有する者

（３）担当技術者

統合型GIS構築の業務実績を有し、十分な技術能力と経験を有する者

6 計画書等の提出

受注者は、本業務の着手に当たり、あらかじめ以下の書類を発注者に提出し、承認を得なければならない。

（１）業務実施計画書

（２）着手届

（３）業務工程表

（４）管理技術者決定通知書、照査技術者決定通知書、担当技術者決定通知書

7 業務打合せ

受注者は、業務実施前及び業務期間中は、発注者との打合せを密に行い、詳細な点について緊密な連絡を保ち作業するものとする。また、受注者は、業務の打合せの記録簿を作成し、発注者に提出すること。

8 貸与資料

発注者は、本業務に必要と認められる資料を貸与するものとし、受注者は責任を持ってこれを保管し、亡失や破損の無いよう取り扱いには充分注意するものとする。

9 守秘義務及びセキュリティの遵守

受注者は、本業務の履行に当たり、知り得た秘密等を第三者へ漏洩してはならない。
また、受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても、本業務の履行に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を遵守させなければならない。

10 完了検査

本業務は、業務完了届・成果品納品書と共に成果品を提出し、管理技術者立会いの上、発注者の業務完了検査を受け、検査合格により完了とする。

11 成果品

(1) 本業務における成果品は以下のとおりとする。

①システム関連

- ア システム搭載用GISデータ（システムに格納） 1式
- イ 各種操作マニュアル 1式
- ウ 研修用マニュアル（研修対象者への配布用） 1式

②業務報告書等

- ア 業務報告書 1式
- イ その他協議により必要とされた資料 1式

③その他

- ア 提案に基づく成果品等 1式

(2) 導入システムは受注者が開発、販売する等の権利を有するシステムであり、発注者はその使用权を別途締結する使用权許諾契約等により得るものとする。

12 成果品の帰属

本業務による成果品の著作権及び所有権は、システムの構築において使用する市販ソフトウェアの著作権（受注者保有のパッケージソフトウェアの著作権を含む。）を除き、全て発注者に帰属するものとする。

13 契約不適合責任

本業務完了後、受注者の過失又は疎漏に起因する成果品の誤り及び品質基準を満たしていない箇所が発見された場合は、発注者が必要と認める修正、補正及び作業を行うこと。なお、これにかかる費用は受注者の負担とする。

第2章 統合型GISシステム構築

1 作業計画

受注者は、本業務の内容及び業務量を把握した上で、業務履行に必要な人員、機材の確保及び作業工程を含む業務履行体制等について計画立案し、作業計画書にとりまとめ発注者の承認を得なければならない。また、作業工程に変更が生じ、その内容が重要な場合には、その都度変更した工程表を提出し、発注者の承認を得なければならない。

2 打合せ協議

本業務における打合せ協議は、業務着手時、中間打合せ、成果品納入時の3回を原則とする。なお、業務の性質上必要と認められる場合は適宜行うこと。

3 システム要件

次の要件を満たすシステムを構築するものとする。

なお、詳細については、発注者と受注者の協議の上、決定するものとする。

分類	項目	要件
サービス提供環境	機器環境	一般的なパソコンが有する基本的な機能のみで動作が可能で、発注者が保有する端末で動作するものとする。 端末のスペックは以下のとおりとする。 ・CPU : AMD Ryzen 5 5500U with Radeon Graphics 2.10 Ghz AMD Ryzen 5 7530U with Radeon Graphics 2.00 Ghz ・メモリ : 8GB ・OS : Microsoft Windows11 Pro 22H2, 23H2(64bit) ・使用ブラウザ: Microsoft Edge
	ネットワーク環境	利用者にサービスを提供するネットワーク環境は、LGWAN 接続系とすること。 クライアントパソコンが利用する LGWAN 接続系のネットワークの回線速度は以下のとおりとする。 ・庁内 : 100Mbps ・本庁ー出先間 : 100Mbps LGWAN 上の通信経路においては暗号化を行うこと。 受注者は発注者との協議により、発注者の通信環境に対応すること。
	データ管理	日本国の法律が及ぶ範囲にシステム環境並びにバックアップデータを配置すること。 データのバックアップの要件は、以下のとおりとする。

分類	項目	要件
		・本番環境が搭載されているサーバとは異なる環境にバックアップを取得すること。 ・1日1回/7世代を取得すること。 ・搭載するレイヤ数に制限がないこと。
	サービス提供時間	原則、24時間365日利用可能とすること。 システムの稼働率は99.5%以上であること。ただし、保守等の予定された停止については、この限りではない。
ライセンス数	利用者側ライセンス	システム同時接続は、20ライセンスとする。 ・利用するクライアント（端末数）には制限がないこと。 ・災害時はライセンス制限を解除できること。
	管理者側ライセンス	利用者側ライセンスに含む。 ユーザ管理機能により、システム管理者を設定する。
デザイン・操作性	デザイン	表示画面上の項目配置や色使い等、誰もが利用しやすいユニバーサルなデザインであること。
	操作性	利用者にわかりやすく、操作性が高く、効率的な運用が可能であること。 ストレスなく地図遷移や画面展開が可能である等、動作速度が優れたシステムであること。 利用者にとって簡便でわかりやすい操作体系と機能の配置により、マニュアルを見なくても利用可能なインターフェースとすること。
	システム機能	「別紙1 システム機能要件」に記載の機能を有すること。
	アクセス・操作ログ	アクセスログ・操作ログを取得できること。 ログ等からシステムにアクセスした職員を特定できること。
	不正プログラム対策	システムの稼働環境及び開発・テスト環境においては、コンピュータウィルス等不正プログラムの侵入や外部からの不正アクセスが起きないように対策を講じること。 それら対策で用いるソフトウェアは常に最新の状態に保つこと。 システムの稼働環境及び開発・テスト環境で用いるOSやソフトウェアは、不正プログラム対策に係るパッチやバージョンアップなど適宜実施できる環境を準備すること。
	保有データの提供	発注者が登録した情報のうち、発注者の情報管理権限を有する情報については、全て抽出し、発注者に提供すること。

分類	項目	要件
契約満了時等の対応	保有データの消去等	契約終了後は、保有データの提供ののち、速やかにシステムから消去すること。 消去においては、復元不可能な状態にすること。
問合せ機能	—	問合せ方法に関する情報が掲載できること。
統計機能	—	システム運用状況は、定期及び任意で以下を集計できること。 ・稼働率 ・インシデント発生状況 ・問い合わせ実績
		サービス利用状況は、定期及び任意で以下を集計できること。 ・現在ログインしているユーザ数 ・ログインしたユーザの数 ・ユーザ毎のログイン数
関係法規制への対応	—	サービスの稼働、運用・提供に係る関係法規制を遵守するとともに、常に最新動向を把握し、適宜必要な見直し・改善を実施すること。
著作権	—	第三者が権利を有している画像等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾を得た上で、必要となる一切の手続を行うこと。 使用料の負担等は受注者とする。
資格管理	管理情報	システム管理者及びユーザを登録できること。 以下のユーザ管理に対応すること。 ・ID とパスワードによるユーザ認証 ・ユーザ毎の操作権限設定（閲覧、編集等）ができること。 ・ログイン中の端末のうち、一定時間システム操作がないものを自動ログオフできること。 ・利用するユーザ等、特定のユーザが常にログインできる仕組みを有すること。
	アカウント 設定方法・ 認証方法	登録できるユーザ数に制限が無いこと。
		システム管理者によるパスワードのリセット（又は再設定）ができること。
地図の種類・ライセンス	—	システムで使用する地図の種類、必要なライセンス数は以下のとおりとする。 ・住宅地図（同時接続 10 ライセンス）

分類	項目	要件
		搭載する住宅地図は、市内の住所、施設名称（民間施設）等に関する情報を表示できるとともに、キーワード入力した検索が可能なこと。
データセンター	—	データセンターは、以下の要件を満たすものとする。 ・「総合行政ネットワーク ASP 登録及び接続資格審査要領」（令和5年7月12日）第2章第6条の要件を満たすこと。 ・水害、地震、津波災害並びに停電等の対策により、稼働を継続できること。 ・情報漏洩、防犯等の対策により、データ保護の措置が講じられていること。 ・日本国内に立地していること。 ・バックアップ用のデータを離れた箇所（異なるデータセンター）で分散管理し、万一の事態にもデータ復元が可能な体制を構築すること。

4 個別管理機能

（１）以下の機能について、統合型GIS上に機能追加するものとする。

①固定資産管理機能

②建築確認機能

（２）対象機能は、「別紙２ システム機能要件（個別管理機能）」のとおりとする。

なお、詳細については発注者と受注者の協議の上、決定するものとする。

（３）データベース要件

①建築確認機能は、以下のデータベース要件を満たすものとし、操作性、効率性を有すること。

管理区分	概要	管理項目
建築確認	建築確認申請に該当する情報を格納	146項目
開発許可	開発許可申請に該当する情報を格納	56項目
建築許可	建築許可申請に該当する情報を格納	24項目
道路位置指定	道路位置指定申請に該当する情報を格納	17項目

（令和7年3月時点）

②データベース要件の詳細は、「レイヤ設計書」「属性定義書」「地図データの諸元」を確認し、構築すること。

5 データ移行

(1) 受注者は、本業務において必要となるデータについて、発注者より貸与を受けて整理を行うこと。

(2) 移行対象となるデータは、「別紙3 移行対象データ」に記載のとおりとする。
なお、データは原則として最新時点とし、汎用的なファイルフォーマット (Shape、CSV形式等) により貸与するものとする。

- ・データ容量 71GB
- ・レイヤ数 510レイヤ

(3) データの移行に際しては、以下の要件を満たすこと。

①貸与データの内容、構造、品質等について、分析を行い、整理すること。

②移行するデータについては、所定の仕様で整備されているか確認を行い、発注者と協議のうえ、データの利用範囲及び利用権限、並びに凡例設定の最終確認を実施すること。

③データ移行に際し、貸与データをシステムに移行できるよう受注者において、データ変換を行い、システム上で正常に稼働できるか検証を行うこと。なお、エラーが生じた場合や移行されたデータに誤りがある場合は、速やかに対応を行うこと。

④貸与データに明らかな誤りや欠落等がある場合は、発注者との協議により修正方法を決定するものとする。

⑤システムへの移行後、データ定義書の作成を行い、発注者に提出すること。

6 システムテスト

(1) テスト環境を構築し、システムテストを実施するものとする。

(2) テスト終了後には仮運用を実施するものとする。なお、仮運用期間は、令和7年11月上旬～令和7年11月下旬までの概ね1か月間とする。

7 マニュアル整備

(1) システムの利用方法を示した操作マニュアルを整備するものとする。

(2) 操作マニュアルは、納品されたものと同じものを、システム上で利用者が閲覧できるようにすること。

(3) 変更が生じた際には、その都度マニュアルを改訂し、納品すること。

(4) 整備する操作マニュアルは、次のとおりとする。

分類	利用者	内容
操作マニュアル	利用職員	・統合型GISの利用方法を初心者でも理解しやすいよう、機能毎に操作手順を明確に記述すること。
管理者マニュアル	システム管理者	・統合型GISに関して、システム管理者が行うべき作業（ユーザ登録・変更・削除、権限設定、レイヤ追加、属性登録、操作ログ取得・閲覧など）の定義及び運用ツールなどの操作方法について記述すること。 ・障害発生時に必要な対処措置等についても、専門的な知識がなくても理解できるよう、わかりやすく記述すること。

8 操作研修

- (1) 受注者は、仮運用期間に、システムの管理・運用に必要となる操作やデータ更新方法等について、必要な研修を実施するものとする。
- (2) 配布資料、研修機材は受注者、研修用端末は発注者が用意するものとする。
- (3) 研修内容は下表を基本とする。

項目	内容	研修形式	1回当たり受講人数（回数）
利用者研修 （統合GIS）	システム概要、システム利用方法、データ管理・更新方法	実機操作	20人程度 （2回）
（固定資産管理機能）	〃	〃	3人程度 （1回）
（建築確認機能）	〃	〃	3人程度 （1回）
管理者研修 （統合GIS）	ユーザ登録、変更、権限設定、レイヤ追加、属性登録、操作ログ取得	実機操作	10人程度 （1回）

第3章 システム運用保守

1 システム保守

- (1) ハードウェア及びシステム全般の安定稼働を目的とした保守業務を実施すること。
- (2) ソフトウェアの不具合対応及びセキュリティに関するパッチの適用等を速やかに実施すること。
- (3) システム保守体制として、障害又は不具合が発生した場合は、おおむね1時間以内に初期対応が可能であること。
- (4) 運用期間中は、ソフトウェアのライセンス更新及び適切なバージョンアップを実施すること。ただし、バージョンアップに際して運用に重大な支障をきたす場合はこの限りではない。
- (5) サーバOS を含むシステム全般において、脆弱性が発見されるなど改修の必要が生じた場合は、迅速に対応すること。
- (6) 機器の交換やシステムの再インストール等、障害や不具合の対応に時間を要する場合は、障害等の状況により夜間又は休日に対応すること。ただし、システムの稼働に影響がない場合はこの限りではない。

2 運用支援

- (1) 発注者からの問合せ、障害発生時の連絡等を一元的に受け付ける問合せ窓口（電話・メール）を設置すること。なお、電話対応は平日午前9時から午後5時までを原則とし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除くものとする。
- (2) 発注者がシステム上で直接更新・追加が困難な航空写真や地形図等の大容量データについては、発注者が貸与するデータをもとに受注者が適宜更新・追加を行うこと（年2回程度）。ただし、対象とするデータや更新時期等については、各年度においてあらかじめ発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。
- (3) レイヤデータの軽微なデータの修正等については受注者が行うこと。
- (4) システム運用が終了した際は、次期システムへの移行に当たり、受注者は搭載したGISデータをShape形式等汎用的なデータ形式にて出力し、データ定義書（図形種別、表現、属性項目等）とあわせて発注者に提出すること。